

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1  
 氏 名 株式会社イワフチ  
 代表取締役 岩淵 慶太

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥輔



許可の年月日 令和 5年（2023年）10月20日

許可の有効年月日 令和12年（2030年）10月19日

## 1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 砕	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
圧 縮	廃プラスチック類、紙くず及び金属くず 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）
切 断	廃プラスチック類、木くず及び金属くず 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	破砕施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（破砕）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀県武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾5147番2	佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番1
設置年月日	平成20年7月24日	平成30年9月18日
処理能力（8時間）	廃プラスチック類：38t/日（8時間） 紙くず：25t/日（8時間） 木くず：33t/日（8時間） 繊維くず：23t/日（8時間） ゴムくず：42t/日（8時間） 金属くず：35t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：41t/日（8時間）	廃プラスチック類：206t/日（8時間） 紙くず：206t/日（8時間） 金属くず：583t/日（8時間）
許可年月日	平成20（2008年）6月5日（変更許可）	
許可番号	佐賀県指令20循環第010004号	

施設の種類	圧縮施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず	金属くず
設置場所	佐賀県武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾5145番	佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番1
設置年月日	平成17年9月30日	平成17年2月18日
処理能力	廃プラスチック類：26t/日（8時間） 紙くず：41t/日（8時間）	4.1t/日（8時間）

施設の種類	破碎施設（固定式及び移動式）	圧縮施設
産業廃棄物の種類	木くず	廃プラスチック類、紙くず
設置場所	佐賀県武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾5147番2	佐賀県武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾5145番
設置年月日	平成29年2月8日	平成18年2月12日
処理能力（8時間）	200t/日（8時間）	廃プラスチック類：64t/日（8時間） 紙くず：156t/日（8時間）
	平成28年（2016年）8月5日	
	佐賀県指令28循環第6号	

施設の種類	切断施設（固定式及び移動式）
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（切断）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀県武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾5147番2
設置年月日	平成31年4月23日
処理能力	廃プラスチック類：3.5t/日（8時間） 木くず：4.2t/日（8時間） 金属くず：5.1t/日（8時間）
許可年月日	
許可番号	

### 3. 許可の条件

移動して破碎処理する場合は、排出事業所敷地内の作業に限り、隣地との敷地境界から11m以上離して設置すること。

移動して切断処理する場合は、排出事業所敷地内の作業に限る。 以下余白

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年10月20日 更新許可（優良基準適合）以下余白

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。